

質問第一四九号

米軍機騒音の学校などへの影響に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月五日

山本 太郎

参議院議長 関 口 昌 一 殿

米軍機騒音の学校などへの影響に関する質問主意書

私は令和七年三月二十一日の参議院予算委員会における質疑で、沖縄県を始めとする米軍基地周辺自治体の学校において、米軍機による騒音により子どもたちの学びの環境が壊されていることを指摘した。その上で、私は、「米軍機の影響で学びの場が壊されている沖縄やその他地域に対しても、実情を把握するための航空機の騒音調査及び健康影響調査を実施する」よう求め、石破総理は以下答弁した。

「子どもたちの学習環境というのが損なわれているとすれば、それは誰のせいだの何だの言っても始まりませんので、政府がそれにふさわしい役割というものを果たしていかなばならないし、そのときに自治体、米軍ときちんと意思疎通をして、要は結果を出していかなばならないということだと思っております。」

しかし、同年四月十日の沖縄タイムス記事によれば、同年四月二日に那覇市で米軍戦闘機二機の飛行が目撃され、垣花小学校の教室バルコニーで「騒々しい工場内」に相当する九十一・六デシベルの騒音が確認されていた。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 米軍機の騒音問題について、前記予算委員会質疑後、政府は「ふさわしい役割」を果たして結果を出していると考えるか示されたい。

二 いつまでにどのような形で「ふさわしい役割」を果たすのか、政府の方針を示されたい。また、どのような「結果を出す」のか示されたい。

右質問する。